

Title	日本原始古代社会と不断の聖火(承前)
Sub Title	
Author	井手, 一馬(Ide, Kazuma)
Publisher	三田史学会
Publication year	1929
Jtitle	史学 Vol.8, No.2 (1929. 8) ,p.119(285)- 128(294)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19290800-0119

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

日本原始古代社會と不斷の聖火 (承前)

こゝに當時に於ける火の信仰に關する最後の總括を前提して、本論の概要を提示せんと欲する、我が原始古代人は火の中に靈の生きたる姿を見、所謂靈——精靈乃至靈魂——も火を觀念することなくしては何等の意義をも有しなかつた。彼等はその保持せる不斷の聖火の中に地上に於ける太陽を見、絶えざる神明の慈愛と守護とを信じた、當時の人々にとつては凡そ神火の置かれる所は招禱戸として直ちにタブーを形成し外敵惡鬼の侵害を禁止し外部の迫害から人々を扞護した、火は實に靈界の王たる地位を占め他のあらゆる神靈は悉く火神によつて統制左右せられてゐたかの如く見える、政治は亦、事實上、ヒ(日、火)の神の權威によつて行はれ、神火は實際社會に君臨せる最高の命令者であり、合せて、國家の法たる意義を有してゐた。かくてこそ火座(神府)は部落國家に於ける祭政の本部をなし、各家にあつては火土(或は烟或は招禱戸)がその家の祭壇をなしてゐたのである。

四

我が古代原始の時代は、精靈信仰の盛な時代で、ほゞスピリチズム乃至ポリデモニズムの楷梯を逍遙してゐる。彼等の所謂靈は本來人その他のあらゆる物に潜在して居り、時に遊離して他物に宿る事を得、又常態に於ては、無形不可見なるも、往々色々な形で、その姿を顯はすものと考へられてゐた。だが、此處に述べやうとするのは、當時に於ける火と靈との信仰關係である。

凡そ原始の未開人が、その小さな社會にあつて、言語の發達に力めてゐた時彼等を繞る自然と人生の諸現象は之を如何に説明したであらうか。殊に木石發火の現象はその智能の幼稚なるが故に、彼等にとつては絶大な驚嘆の一つであつたに相違なく、従つて、之に對する不可解を残した幼稚な説明の中に未開人に相應しい信仰が生成した事は、

極めて自然であらう。靈なる觀念は實にかやうな發火現象によつて確められたと思惟すべき理由がある。礫石や木片のち合ひ、若しくは摩擦に依つて火花の發散を認めた時、彼等は之に對する極度の驚嘆の中にも、木石の奥にその外形的體軀とは全く別なあるものが潜在してゐると思惟せざるを得なかつたであらう。瞬間赤く輝いて飛び出す火花。そして亦すぐ無形不可見空氣の如く變ずる火花。彼等はこの驚くべき怪物を火と呼んだ。摩擦に依る發火に對する近代的物理學的説明は到底

彼等未開人の智能の及ぶ限りではない。彼等は、本來木石の中に含まれてゐる火が摩擦によつて飛び出すと思惟したのである。「草木沙石自含火」(神代紀)とあるのに依つても、何等危ない推斷ではない。かやうな發火の現象は、精靈の信仰を確めた主要な機縁ではなかつたらうか。靈物分離後の信仰階梯は靈物分離以前の夫れに比して一步の進展を示してゐる事は、言を俟たないが、靈の觀念は決して想像や思索によつて作られたものではなく、日常現實の經驗によつて自然に教へられた

と考へざるを得ない。何故ならば、未開人の態度は極めて實際的であつて、しかく冥想的ではないからである。

だが、この推論の當否は少時措き、我が原始古代人は、火そのものに於て靈の正體を信じてゐた。否本來火と靈との間には觀念的區別はなかつたと言ふ方が正しい。古代邦語で、靈は之を靈、或は靈とも呼び、火と同語であつた。而して火は之を火、又は火と呼ぶことは、今日尙廣く民間に行はれ、就中鹿兒島日置沖繩糸滿等では一般に「火」と呼び、沖繩諸島では大抵「火」と呼んでゐる。又民間では人の亡魂はよく火玉となつて娑婆に現はれると信ぜられて居り、一に之を玉火(靈火)とも呼んでゐる。又古代人は人の靈は死後雷となつて身體に附着してゐると信じてゐた事が、イザナギ・イザナミ二神の黄泉に於ける對面の條に明示されてゐる。これ等の諸項は相率ゐて火即靈なる古代信仰を至當に肯定せしむるのみならず、「木石皆含火」と云ふ認識が、やがて「木石皆含靈」といふ信仰を誘導するに至つたと推定するのは、

極めて自然であらう。

人をして息せしめ、物言はしめ、働かしめる根本的原動力、即靈魂といふ觀念も、具體的な火を聯想する事なくしては、説明し得られなかつた。火の特質は、光輝と共に煖氣である。人の生命の主要な特徴の一つも亦煖氣であり、煖氣の退去は死の主要な證左である。未開人もこの事實を見逃さなかつた。そして人の生ある所以を煖氣に歸した。だが、彼等の能力は形式を離れた抽象に耐えなかつたがために、人の生ある所以を「體內の火」に歸した。人體の胸部をホトコロといふ。火所の義に外ならない。故人も已に「心は火藏なり」(玉籤集第四)と説いてゐる。中世ヨーロッパ人は人の靈は死後天に昇ると信じたが、我が原始古代人は體內の火がその活動を止めて火焰以前の静止状態に歸るが爲に起ると考へた。しかし、人體内の火即靈魂は單一の統一體とは考へられなかつた。神話にかのイザナミ女神の黄泉に於ける状態、即死の状態を述べてその頭手足胸等至る所に雷イカヅチが生つてゐたと傳へてゐる。彼等の考へでは

日本原始古代社會と不斷の聖火(井手)

雷イカヅチは火の原體であつた。むしろ火そのものであつた。そは神武紀に

火名爲イシノカグツチ嚴香具雷

等あるによつても疑ふべき餘地はない。従つて生前に於ける體內の火は死後、雷イカヅチ——それは何時火となつて娑婆に現はれるかも知れぬ——となつて死體に附着してゐたのである。かく火なる怪物が石木その他の自然物に含まれ、且その體軀より飛出し得る事は、彼等にとつて疑ふ可からざる實驗上の事實であつたがそは常にはその姿を現はさず又人の體內にあつて活動の原動力をなすと考へられた火についても、實際は中を見る事ができなかつた。こゝに於て本來火ヒを指示した上といふ言葉が『萬物に依存し且往々遊離移動する無形不可見の靈的在即靈魂乃至精靈』なる概念とその内包を等しくするに至つたのである。但し、靈ヒは常に火に於てその眞の姿を現はすとの信仰は、久しく消滅しなかつた。魂タマシイは靈火地と已に故人も解いてゐる。(倭訓栞)今日民間に於ける玉火或は火玉の信仰——雨後の墓地や山野に浮動する怪火を靈魂の

具象表現と考へる——は靈^ヒ即^ヒ火とした原始信仰に對し有力な證據を呈してゐる。思ふに魂^{タマシヒ}なる邦語は玉火^{タマヒ}——玉火^{タマシ}(何となればヒ音がシ音に轉ずるのは自然であり、又事實に於て地方によつて火と呼ぶ所が少くないから)——玉火^{タマシ}の如く轉じて魂^{タマシ}と訛つたのではあるまいか。又古代人が胸や腕にかけてゐた勾玉^{マカタマ}が火焰の形に象どられて居り又玉によつて靈を具象し呪物として用ひられてゐた事實に照せば、タマとヒとは等しく靈を意味し靈が火と密接不可離の關係にあつた事が分る。彼等は火を連想する事なくしては、靈を觀念する事は出來なかつた。むしろ火は實に靈そのものであつた。我が原始古代人は、火座の火に於て靈の生きたる姿を見たのであつた。

五

西洋のさる學者は日本を含めて廣く太平洋の諸民族を太陽崇拜民族と稱してゐる。我が古代人が太陽神を以て萬神中の主位に崇めてゐた事は疑ひない所である。だが、崇拜の程度に於て之に劣ら

ず、むしろ地上に於ける太陽若しくは太陽の派生として尊崇せられたのは火そのものなる火神であつた。日と火とはもと二元的には考へられなかつた。原始諸民族は大抵火を以て日より出でたるものと考へてゐるが我等の祖先も火は日より派生降臨せるものと考へ之を神話で説明してゐる(神代記紀)。日火^ヒ共に同語なる事は亦有力に之を證明してゐる。従つて彼等にとつては、火神は同時に日神であつた。加之太陽は遠隔萬里の天空を馳驅するので、祭祀の直接對稱とするには餘りに迂遠であつた事は言ふまでもない。されば祭祀の實際に於ては火神が日火の神として正しく靈界の王であつた。但し原始古代に於ける火の重要なる宗教的意義は先づそれがあらゆる神靈の支配者であつたといふ點にある。

さて崇神紀に天皇世の凶亂を憂ひ給ひ

幸于神淺茅原而會八十萬神以卜問

と言ひ、又神武紀に

造作八十平盤天手擇八十枚嚴瓮而

陟手丹生川上用祭天神地祇

等ある。所謂天神地祇或は八十萬神は實は實は八十萬の神靈であつて、當時の祭祀は天地間に遍在すると考へられた無數の神靈を對象として行はれたのである。従つて祈禱供犠卜占等凡そ神靈との交渉に中つては、先づ「招禱」の儀禮を第一儀的要件とした。

招禱とは神靈を招請して一定の物又は特定の座席に居らしめることを意味した。神話に日矛を作つて之に日神を招禱奉つたとあるが如きは、日矛を媒介とせる神需の永續的招禱を示す一例である。「八十平盤竝嚴瓮を置く」「嚴瓮の置物」「干座置戸」等の「置」は何れも招禱の義を含み、それ等の瓮盤は即置戸であつて、神靈を依存せしめる所以の器に外ならない。但し、置戸のトは朝鮮語 *tor* と同語原で「所」の義である。かく當時に於ける神靈との交渉は凡て招禱の儀亂を第一儀的要件とし、禮拜供犠呪咀その他の諸儀もその「招禱」された神靈を對稱として行はれた。神武紀に

以造天平瓮八十枚竝造嚴瓮貧而敬祭
天神地祇亦爲嚴呪咀 如此則虜平伏

日本原始古代社會と不斷の聖火（井手）

と言ひ、又崇神紀に

以息瓮鎮座於和珥武鏢坂上

等ある。平盤や嚴瓮を据えるのは、之に神靈を招請依存せしめる事を意味し、いづのかじりは、即その招請されたる神靈に祈つて敵を迫害せしめんとした事を表はす。彼等の心的態度で言へば、神靈が好むと考へられた置物を以て神靈を招き、以て或は之を「宥撫」し、或は之を「懷柔驅使せん」としたのである。生蕃人は簡單につばを吐き棄てて精靈を依在せしめ、之に祈る。規模に相違はあるが、形式は一である。

しかし注意すべき事は、招禱に於ては、盤や瓮の置物よりも第一に火の置物を必要とした事である。例へば神武紀に

名其所置埴瓮爲嚴瓮又火名爲嚴香
來雷云々

等あつて、明に火の置物が含まれて居り、又火の置物のみを示した例もある。同紀國見岳八十梟師討伐の條に

於女坂置女軍男坂置男軍黑坂置燂

炭^{ズミ}

とある。當時の習慣では、火は招禱に於ける主要必須の置物とせられ、瓮や盤等はむしろ第二次的位置を占めたに過ぎない。かの黑板の焮炭^{オコシズミ}は招禱^{オキ}火を意味し、その火の中に神靈を依存せしめ、以て外敵侵入防止の手段とした事を物語る。即、その招禱場は彼等の信仰の故に明にタブー地域を形成したのである。彼等の考へによれば、その置火が赤々と輝を維持してゐる間は、神靈がその火焰の中に依存躍動して他人の侵害を禁止した。従つてその火の消却は、やがて靈の退散を意味した。されば同紀同條の續きに

吾則^{ソノキ}驅^{オコシ}驅^{ズミ}頸^ニ卒^ニ直指^ニ黑板^ニ取^リ菟^ノ田^ノ川^ノ水^ヲ
以^テ灌^グ其^ノ炭^ヲ火^ヲ倏^ニ忽^ニ之間^ニ其^ノ不^レ意^ヲ則^チ破^レ之^ヲ
必^ズ也

とある。尤もこの物語に於ける「焮火」は敵軍防禦の手段として物質的に役立たせる事を示すと考へられるかも知れぬ。だが焮^{オコ}すといふ語は單に燒^ヤく焚^タく等の語とは全く別な宗教的意義を有し、かの招禱^{オキ}と同語原である。炭火を一に燠^{オキ}火又は單に

燠^{オキ}と言ふのも「置く」の變形に過ぎない。神話にスサノヲノ命が父君の神勅に叛ゐて高天原に侵入せられた時、日神が

發^{オコシ}稜^{シテ}威^ヲ之^ヲ噴^{コトヒ}讓^ヒ而^チ詰^メ問^フ焉

とあるのによつても、「火をおこす」といふ事が宗教的意義を含んで居り、従つてかの「おこし炭」が單に物質としての火でなかつた事が分る。而も今日民間で淨火の置場を火戸^{ホト}或は招禱^{オキ}戸^ド(燠^{オキ}戸)と稱してゐるが之等は共に當時招禱に於ける主要素は火であつて往々それのみで十分であつた事を肯定せしめるであらう。年中故事飾炭の條に

「後世禁裏常寧殿(皇后女御の居所)には年中置炭ありこは謀反人あれば直ちに火を附けさせ給ふと云」

とある。その置炭も本來招禱火であつた事は疑ない。

だかこゝに暫時の反省を必要とする。前に當時の信仰では、火が靈の正體であつたと述べ、後に火の中に靈が依存してゐたと述べた。二様の見解に立つてゐる事は明であるが、是は靈物分離以前

に於ては、火を置く事は信仰上靈を置く事を意味し靈物分離以後に於ては、火を置く事は之を媒介として靈を置いたのであるから信仰的分析的に見れば相違があるが、實際問題としては同一である。

六

原始古代の政治は神の權威によつて行はれた。

即當時社會生活の運轉に於ては神が最高の命令者であつて神の宣ウケは直ちに國家の法であつた。國家社會的の大事は凡て祭祀を行つて神宣を請ひ、之に従つて行動したのである。祭祀は神宣を得る目的への手段であつたといふ點に於てその主要なる實際的意義を有して居り、所謂祭政一致の眞義も亦こゝに存する。當時の神宣を得る法は、記紀に依つて「神がウケり」乃至「卜占フトマニ」であつた事が知られ魏志倭人傳には

其俗舉事行來有所云爲輒灼骨而卜

以占吉凶先告所卜 其辭如令龜法

視火柝占兆

とあつて、灼骨占の法が一般であつた事が分る。

灼骨卜占は、之によつて神意に聞く所以に外ならない。當時の祭政は、實際上下占の政治であつて神火に骨盤をかざして之を焼き、之に現はれた火柝に神意の表現を認め、それがやがて神宣とせられたのである。宣ウケの主體は、明にヒ(日火)の神であつた。

未開人は風の音、鳥の聲、草木のさやぎにもその知能の幼稚の故によく種々の暗示を感じ、之に神意の表現を認める。神火にかざした骨盤が音も幽かに火柝を生ずる時彼等が之に神意表現を信じた事は、極めて當然であらう。前論に立歸つて、當時の信仰では火は靈の生きたる正體にして地上に於ける日とせられてゐた事に思ひ及ぶ時、記紀に「日神宣曰ヒノカミノリテノタマハク」なる類型の物語の依つて生じた基本の事實が理解せられる。だが、記紀には日神乃至火神以外の神靈が宣を垂れ給ふ例が少からず見えてゐる。しかし、夫等は古代も後世の信仰に屬し、本來の形式ではない。少くとも火柝による卜占の限りでは、靈物分離以前の信仰内容を思へば敢て多辯の要を認めぬ。

曰神武甕雷神日……(神武紀)

等あるのは日と火を明確に二元的に見て火神(タケ甕^{ミカ}ツ火^チ)の宣(火柄による神宣)を更に曰神へまで階級づけて説明したにすぎない。ヒ(日火)の神宣りて曰く……といふのと僅かに一步の差である。

當時神宣をノリトゴトと呼んだ。後世は之を祝詞(延喜式)に作り祭人が神へ奏上する詞を意味するに至つたが、本来ノリトなる語は宣所^{イリト}を意味し、ト占用の神器を指示する。ノリトゴトの原義については、眞淵以來種々論義されてゐるが、武田氏が「ノルに露はる現はすといふ意味がありノリトゴトのノリもこの義である」とせられたのは確かに正しい。何故ならばノは野・殿^ノ等のノで漠然「所」を意味する原語であり、ノルはその動詞化にして「所を占むる」即「現はれる」の義である。乗ると言ふ語も又同語轉義である。従つてノリトは、宣が露はれる所即ト占用の器の義とする事は、言語學的に支障なく、而も前述灼骨ト占の歴史的事實が頑固に之を支持する。尙、龜兆傳に天津詔^{アマツ}戸太詔^{イリト}戸

命(ト占を司る神)の名があるが、こはもと占器を自身へ命名されたものに外ならない。かく占器をノリトと呼び、ト占の操作をも占器に表はれた神宣をも共にノリトゴトと稱したとする事は、自然であらう。但し前者は占器事^{イリトゴト}の義後者は占器言^{イリトゴト}の義である。果して然らば、灼骨ト占による神宣は彼等にとつてはヒ(日火)の神の宣命であり、従つて當時神火は國家の法たる意義を有してゐたと考へざるを得ない。

七

部落が團體共同の神火を維持してゐたと同様に各家でもやはり不斷の淨火を保持し、その火戸^{ホト}或は神戸^{カマド}は家の祭壇をなしてゐた。應神記に山之霞壯夫の説話に兄弟が女の事から争を起し、その母が兄の非を悪んで之を呪咀する話がある。

「母伊豆志河の河島の節竹を取りて八目之荒籠を作り其の河の石を取り鹽に合へて其の竹の葉に裏^ツみ詛言^{トヒ}はしめらく『此の竹葉の萎むが如く青み萎め、又此の鹽の盈ち乾るが如盈ち

乾よ、又此の石の沈むが如沈み臥せ』、く詛ひて烟カマドの上に置かしめき、是を以て其の兄八年の間干き萎み枯しき、故其の兄患ひ泣きて其の御祖に請へば即其の詛戸を返さしめき、

於是其身本もとの如くに安平ぎき(應神記本文書下し)

とある。之によつて見れば、烟カマドの火の媒介によつて呪咀がその效を奏し、烟カマドから除去するに及んで呪咀は解かれた事が分る。且文中の烟カマドは本字の意味する不絶火の保持所を表はし、炊事用の竈とは全く別な淨火を中心とする祭壇を指示する。今日竈カマドを一にヘツヒ(瓮つ火)と云ふが、邦語のカムドカマドは神戸が本義でなくてはならぬ。もし釜戸カマドの義ならば瓮戸カマドといふのが自然であらう。何故なら人文進化の上から見て瓮は釜カマに先行したはずだからである。又言語の上から見ても神代神稻等クマシノクマシネあるから神戸カミド又は神戸カムが神戸カマドに轉ずるのは極めて自然であらう。だがそほともかく、今日でも燠戸オキトの事實があり、又奈良平安頃までは貴神庶民の家皆竈神を以て家神として祭祀してゐたのだから、我が原

始古代の各家に於て記に所謂烟マカドが家の祭壇をなしてゐた事は争はれぬ。又記の編者が特に烟なる文字を込んだ事もその苦心を無にする事は出来な

い。こゝに本論を結ぶに中りその概要として冒頭に掲げた一部を再びこゝに繰返す必要がある。我が原始古代人は神火に於て地上に於ける太陽を見又靈の生きたる姿を見た。仰々しい敬語を附加して火座ホクラに守られた不絶の神火は彼等にとつては靈威絶えざる守護神であつた。火は實に靈界の王としてあらゆる神靈の統制者たる地位を占めてゐたかの如く見える。當時の人々にとつては、凡そ神火の置かるゝ所は、その信仰の故に直ちにタブーを形成し、平時は人々の安息を保障し、戦時には外敵の脅威から彼等を扞護した。古代邦語イムビの忌火は明にタブーの火を意味する。味方にとつては、その扞護者であつたと同時に敵にとつては、神なる敵であつた。政治は事實上火神の權威によつて行はれ、彼等にとつてはその保持せる神なる火は實祭國家の君主であり(神代記紀天孫降臨の條參照)

合せて國家の法たる意義を有した。かくて火座ホクラは部落國家に於ける祭政の本部をなし各家の煥戸は招禱戸としてその家の祭壇をなしたのである。

但し原始古代人は知能の程度に於ても時間の點に於ても現在の吾々からは遠隔の彼方に在るのであるから、かくの如き火に關する習慣についてもそのよつて立つ信仰の内容に妥當な想像の探りを入れる事は極めて困難であるのみならず、同一の習慣についてもその基礎をなせる思想の内容が一樣不易であつたとは考へられない。だが、當時の

宗教が宗教學上所謂アニミズム或はアニミズム乃至スピリチズムポリデモニズム或は又シャーマニズその何れの範疇に屬するにせよ、又はそれ等各階級の錯雜混合した輪郭の不明瞭な自然教であつたにせよ、之を宗教的實際の方面から見ても「拜火教」なる言葉で表はし得る主要な特色は之を見逃す事は出來ない。加之宗教思想を含めて言つても我が原始宗教は「魔術的拜火教」なる輪郭に於ても最もよくその特色を表はしてゐると論斷せざるを得ない。(終)

井 手 一 馬